

# 山形県高等学校体育連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は山形県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟には事務局を設け、会長指定の施設に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、高等学校における体育の健全なる発達を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校の諸体育大会の開催
- 2 高等学校体育の指導奨励
- 3 高等学校体育に関する研究調査
- 4 諸体育団体・関係機関との連携
- 5 その他目的達成に必要な事業

## 第3章 組 織

第5条 本連盟は、県内各高等学校をもって組織する。

第6条 本連盟には次の地区高等学校体育連盟を置く。

村山地区（山形市・上山市・寒河江市・天童市・東村山郡・西村山郡）

最北地区（新庄市・村山市・東根市・尾花沢市・最上郡・北村山郡）

置賜地区（米沢市・長井市・南陽市・東置賜郡・西置賜郡）

田川地区（鶴岡市・東田川郡）

飽海地区（酒田市・飽海郡）

第7条 本連盟に次の専門部を置き、それぞれ部会を持つ。

陸上競技	体 操	野 球	ソフトテニス	卓 球
バスケットボール	バレーボール	サ ッ カ ー	ソフトボール	バドミントン
柔 道	剣 道	相 撲	水 泳	登 山
ス キ ー	ハンドボール	レスリング	弓 道	ボクシング
フェンシング	ウエイトリフティング	自 転 車	空 手 道	テ ニ ス
ホ ッ ケ ー	ボ ー ト	ヨ ッ ト	ラグビーフットボール	アーチェリー
なぎなた	カヌー	馬 術	ライフル射撃	ス ケ ー ト
少林寺拳法	研 究 部			

第8条 本連盟は、(公財)全国高等学校体育連盟・東北高等学校体育連盟並びに(公財)山形県体育協会に加盟する。

## 第4章 役員及び職員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長5名、評議員、専門部長、理事長1名、常任理事若干名、理事若干名、監事2名 本連盟に顧問を置くことができる。

第10条 会長は、評議員会で選出し、本連盟を代表する。

第 11 条 副会長は地区会長をもってあてる。副会長は会長を補佐するとともに、各地区を統轄しこれを代表する。

第 12 条 評議員は加盟校校長とし、評議員会を構成し第 21 条の定める任にあたる。

第 13 条 専門部長は、評議員の中から専門部の推薦に基づき、評議員会の議を経て会長が委嘱する。  
専門部長は各専門部を統轄する。

第 14 条 理事長は理事会の推薦により会長が委嘱する。理事長は理事を統轄し、会務の処理にあたる。

第 15 条 理事は各専門部より 1 名、各地区より 2 名、事務局より若干名を選出する。理事は理事会を構成し、第 22 条の定める任にあたる。

第 16 条 常任理事は理事の中から会長が委嘱する。常任理事は理事長を補佐し、会務の処理にあたる。  
常任理事は常任理事会を構成し、第 23 条の定める任にあたる。

第 17 条 監事は評議員会で推薦し、会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第 18 条 顧問は評議員会の推薦により会長が委嘱する。

第 19 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 20 条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 事務局員若干名 書記

職員は会長が委嘱し、庶務に従事する。

## 第 5 章 会 議

第 21 条 評議員会は会長が招集し、規約・予算・決算・事業・その他の重要事項を審議する。

第 22 条 理事会は会長が招集し、会務の企画執行にあたる。

第 23 条 常任理事会は会長が招集し、会務の企画立案を行う。

第 24 条 専門部長会は必要に応じて会長が招集し、専門部に関する重要事項について審議する。

第 25 条 本連盟は事業遂行のため、会長の諮問機関として各種委員会を設けることができる。

## 第 6 章 会 計

第 26 条 本連盟の経費は拠出金、補助金、負担金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

第 27 条 会計規程は別に定める。

第 28 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 附 則

第 29 条 各専門部に関する規程は別に定める。

第 30 条 地区に関する規程は各地区において定める。

第 31 条 事務局に関する規程は別に定める。

第 32 条 委員会に関する規程は別に定める。

第 33 条 本連盟規約の施行に関し必要な事項の細則は、評議員会の決議を経て会長が別に定める。

第 34 条 本連盟が主催・後援する競技会は別に定める。

附 則 昭和 55 年 2 月 22 日改正施行  
昭和 60 年 4 月 25 日一部改正  
平成 9 年 2 月 20 日一部改正  
平成 15 年 4 月 23 日一部改正  
平成 25 年 4 月 26 日一部改正